

千葉メディカルセンター訪問看護ステーション介護予防訪問看護運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人社団誠馨会が開設する千葉メディカルセンター訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の訪問看護事業の運営に関しては、介護保険法その他の関係法令に規定するものの他は、この規程の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 ステーションの運営にあたっては、次に掲げる事項を基本とする。

- ①ステーションが、居宅介護サービス事業としての「訪問看護」を開始するにあたっては、あらかじめ利用者やその家族に、利用に関する必要な事項について理解を得るものとする。
- ②ステーションは事業の実施にあたっては、関係市町村、医師会、地域保健・医療機関、介護サービス、福祉サービスその他との密接な連携に努め、協力と理解のもとに円滑な運営を図るものとする。
- ③ステーションの運営上必要な事項については、運営会議を設置し適宜協議する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 : 千葉メディカルセンター訪問看護ステーション
- ② 所在地 : 千葉市中央区南町1丁目7番1号（千葉メディカルセンター内1階）

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者： 保健師または看護師 1名（常勤職員）
所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備および物品等の管理、緊急時の対応をする等、ステーションの適正な運営が行われるよう統括する。
- ②訪問看護師： 看護師等 常勤換算 2.5名以上
主治の医師の指示により、訪問看護計画書および報告書を作成し訪問看護を担当する。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は別表（1）のとおりとする。

- ①電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 2 業務の状況に応じて営業日および営業時間を変更することがある。

(訪問看護の内容)

第6条 ステーションによる指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ①病状、障害、全身状態の観察
- ②入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持

- ③排泄等日常生活の援助
- ④リハビリテーション
- ⑤療養生活や介護方法の指導
- ⑥在宅療養を継続するために必要な主治の医師の指示による医療処置（褥創の処置、カテーテル等の管理等）
- ⑦ターミナルケア

（利用料等）

第7条 ステーションは基本利用料として、健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の負担者割合に基づいて、支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 通常の事業の実施区域を超えた場合の交通費は、別表（2）のとおりとする。
- 3 前2項の費用を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 保険外の利用料金は別表（2）とする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施地域は、千葉市中央区、稲毛区、緑区、若葉区、美浜区、市原市、なお事業所から片道5km以内とする。

（緊急時等の対応）

第9条 ステーションの職員が、訪問看護等実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治の医師への連絡が困難なときは、救急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対するステーションの事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者および関係機関に報告し、適切な対処を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 ステーションは、その社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を随時設けるものとし、併せて適宜業務体制を整備する。

- 2 ステーションの職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。なお、この義務は職員でなくなった後においても同様である。

- 3 ステーションは利用者の虐待防止のための措置を定めるものとする。

- ① 組織内の体制：責任者の選定（基本は管理者が行う）

委員会の設置

従業者の研修計画（年1回・オンライン）

- ② 事案が発生した場合の対応方法の周知

- ・責任者への報告
- ・関係機関への通報・報告・協同

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

別表（1） 営業日および営業時間

1. 営業日および営業時間は、次のとおりとする。

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
土曜日	午前8時30分～午後12時30分

2. 休業日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日、国民の祝日
- ② 年末年始（12/30～1/3）
- ③ その他訪問看護ステーションが別に定める日

別表（2） 利用料（税別）

1. 死後の処置料（材料費を含む）20,000円
2. 介護保険は次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費、医療保険は次条に定める往復の交通費
2kmまで200円、以降1km増すごとに50円
3. 土曜日（12時半以降）、日曜日、祝休日、年末年始に訪問看護を行った場合
3,000円/30分（医療保険のみ）
4. 緊急時訪問看護加算の対象外の方で、緊急訪問の要請があった場合については計画外の訪問看護料として10,000円
5. 長時間加算算定以外の日の1時間30分を超えた場合
1,500円/30分（医療保険のみ）
6. 前日までに連絡がない場合のキャンセル料1,000円
ただし、病状の急変などやむを得ない事情は除く
7. 訪問先に駐車場がない、または使用できない場合の駐車料金